

『職場復帰サポート』

加入対象：
本人・配偶者



所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたときもしくは所定の手術を受けられたとき、闘病資金として300万円を支給し職場復帰をサポートする制度です

『職場復帰サポート』

1 特長

Point 1

三大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。

Point 2

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

Point 3

特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

2 保障内容

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付 団体扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

【加入区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	申込保険金額 300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき	300万円
	特定疾病保険金 ^(※2) 死亡・所定の高度障害状態のとき	
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき 7大疾病保険金 ^(※3)	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金 ^(※3)	30万円

⚠ (※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して支払われません。(※3)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

3大疾病
(または死亡・高度障害)
＜無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)(主契約)＞



悪性新生物(がん)^(注1)



急性心筋梗塞



脳卒中

3大疾病のいずれかで所定の状態(注3)(悪性新生物(がん)は診断確定)された場合に、保険金をお支払いいたします。

7大疾病
(3大疾病+4疾病)
＜7大疾病保障特約＞



重度の高血圧性疾患^(注4)



慢性腎不全



悪性新生物(がん)^(注1)



急性心筋梗塞



重度の糖尿病



肝硬変



脳卒中

7大疾病のいずれかで所定の状態(注3)に該当(悪性新生物(がん)は診断確定)された場合に保険金をお支払いいたします。

がん・上皮内新生物
＜がん・上皮内新生物保障特約＞



上皮内新生物



悪性新生物(がん)^(注2)

悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定された場合に、保険金をお支払いいたします。

●3大疾病に4疾病を加えた7大疾病および上皮内新生物の治療費等をトータルサポートします。

(注1)「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんや上皮内新生物を含みません。(注2)「悪性新生物(がん)」には、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。
(注3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。(注4)重度の高血圧性疾患とは高血圧性網膜症を指します。
※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。 ※7大疾病保険金、がん・上皮内新生物のお支払いは、それぞれ1回のみです。なお、各保険金が支払われた場合、特約は消滅します。
※特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約と特約は同時に消滅します。 ※7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

職場復帰サポート

主契約保険金額 300万円

(単位：円)

代表年齢	男性				女性			
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
21～25歳	696	270	51	1,017	612	285	90	987
31～35歳	906	390	72	1,368	1,020	480	171	1,671
41～45歳	1,782	630	102	2,514	1,857	1,095	225	3,177
51～55歳	4,158	1,500	225	5,883	3,147	1,710	297	5,154

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2018年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の掛金は年単位の契約当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額10億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約当日より正規掛金を適用します。

※記載の掛金は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定される場合があります。

※記載のない年齢の方はパンフレットをご参照ください。

<引受会社> 明治安田生命保険相互会社

制度内容の詳細は正式申込期間に配布する募集パンフレットをご覧ください。